14　災害情報の収集
○　国、地方公共団体等は、リアルタイムのヘリコプター画像、空中写真画像、人工衛星画像等の俯瞰的な画像データや、関係機関、マスメディア、インターネット等からの情報を効果的に組み合わせて、被災直後の状況を収集する体制を充実させるほか、関係機関間において、総合防災情報システムを用いて、意思決定者間の意思疎通や関係者間の情報の共有化を進めるなど、広域間での情報連携体制を充実させ、さらに、風評被害の発生を抑制するため、被災地域の情報が適切に発信され容易に入手できる環境を整備する。
○　国、地方公共団体は、ＧＩＳ（地理情報システム）を活用した情報共有化基盤を整備する。また、情報の収集・共有・伝達を円滑に行うため、国等が中心となり、データ規格等の整備を進める。

15　災害情報の提供
○　国、地方公共団体等は、発災時に、国民全体に対し、災害の状況に関する情報、安否情報、交通施設等の復旧状況等を的確に提供するため、報道機関及びポータルサイト運営業者等と協力体制を構築しておく。特に被災者への情報提供については、被災者ニーズを十分把握し、医療機関等の生活関連情報、被災者生活支援に関する情報等被災者に役立つ情報を適切に提供することとし、被災者の置かれている多様な生活環境、居住環境等に鑑み、防災行政無線、緊急速報メール、掲示板、広報誌、広報車、コミュニティＦＭ、テレビ等多様な情報提供手段を活用する仕組みを構築する。また、これらの体制・仕組みの構築に当たっては、視覚・聴覚障害者、外国人等に対しても的確な情報伝達がなされるよう配慮する。
○　国、地方公共団体等は、発災時を想定した情報提供手段の機能検証を行い、災害時にも必要な情報が適切に発信され、被災者を始め国民全体が容易に入手できる環境を確保していく必要がある。
○　国、地方公共団体等は、災害発生時のマスメディア対応の窓口や庁内の情報収集連絡体制等について、交代要員等も含めてあらかじめ計画しておくとともに、発災後には、記者発表を定期的に行うこと等により、情報提供の円滑化を図る。特に、国は、海外への情報発信が的確にできるよう、戦略的な備えを構築しておく。

16　社会秩序の確保・安定
○　国、地方公共団体は、発災直後の混乱期において治安が悪化しないよう、警察による警備体制の充実や警察と防犯ボランティアとの連携による警備体制の強化を図る。

17　多様な空間の効果的利用の実現
○　国、地方公共団体等は、公共用地や国有財産の有効活用を図りつつ、あらかじめ利用可能な空地や民間倉庫、公園等の多様な空間の利用について事前に管理者と調整した上でリスト化し、随時、情報を更新するなど、円滑なオープンスペース利用体制を整備する。

18　広域連携・支援体制の確立
○　国、地方公共団体その他の防災関係機関は、必要な資機材等の物資、活動要員の搬送活動や被災地域における応急活動、復旧・復興活動の実施のための相互応援協定や民間企業との応援協定の締結等の体制の整備を図るとともに、応急活動から復旧・復興活動に至る国、地方公共団体、関係機関の役割分担や相互連携内容の明確化、応急活動における円滑な連携のための防災関係機関の立地の集約化等を図る。また、国は、海外からの支援（在日米軍からの支援を含む。）申し入れがあった場合には、関係省庁申合せ等を踏まえ、適切かつ迅速に対応する。
○　地方公共団体は、応急活動体制構築の観点から、効果的な広域オペレーションの実施に必要な広域防災拠点等について、各府県等ごとに、あらかじめ明確にしておく。また、国は、全国的な応急活動体制構築の観点から、応援部隊の集結・進出、広域医療搬送又は広域物資輸送等の機能を有する大規模な広域防災拠点等について、あらかじめ明確にしておく。
○　広域的な活動を連携して円滑に行うために、国、地方公共団体、その他の防災関係機関及び関連事業者は、応急対策活動の標準化に関する検討を行い、必要な事項について標準化を進める。

第５節　被災地内外における混乱の防止

1　基幹交通網の確保
○　国、地方公共団体、道路管理者、鉄道事業者、空港管理者、港湾管理者等は、復旧活動が全体としてできるだけ円滑に進むようにするため、復旧見通し、運行予定等の復旧関連情報の共有化の促進に加え、復旧要員の確保等により、あらかじめ復旧体制の充実を図る。

2　民間企業等の事業継続性の確保
○　企業等は、サプライチェーンの寸断等による全国の生産・サービス活動の低下の影響を可能な限り低減させるため、中枢機能やデータのバックアップ体制の強化等を考慮した事業継続計画（ＢＣＰ）の策定及び事業継続マネジメント（ＢＣＭ）を進め、災害時においても重要業務を継続するよう努める。特に、サプライチェーン寸断対策として、サプライチェーンの複数化、部品の代替性やバックアップライン、通信手段や輸送手段の確保等について検討し、事業継続計画（ＢＣＰ）に反映させるとともに、訓練等により点検、見直しを継続的に行う。
○　国は、企業等による事業継続計画（ＢＣＰ）の策定及び事業継続マネジメント（ＢＣＭ）を支援・促進する立場から、事業継続ガイドライン等の周知を図るとともに、企業等の事業継続マネジメント（ＢＣＭ）を評価する手法を提示し、事業継続の実効性の向上を促進する。

【目標】
①　事業継続の取組の推進【内閣府】
・　事業継続ガイドラインの策定により、企業等の事業継続への取組を推進する。

【具体目標】
・　事業継続計画を策定している大企業の割合を100％（全国）に近づけることを目指す。また、中堅企業の割合50％（全国）以上を目指す。（平成23年度日本の大企業で策定済み45.8％（全国）、策定中26.5％（全国）、中堅企業で策定済み20.8％（全国）、策定中14.9％（全国））

②　企業等の事業継続の取組を評価する手法の検討【内閣府】
・　企業等の事業継続の取組を評価する手法について検討し、実効性のある事業継続の取組を促進するとともに、進んだ取組を行っている企業等がその結果によるメリットを得られるようにする。

3　国及び地方公共団体の業務継続性の確保
○　国及び地方公共団体は、災害時において優先的に実施すべき業務を整理するとともに、これらの業務に必要となる人員、近傍宿舎への優先入居等の参集体制、資機材等を明らかにした業務継続計画を策定し、定期的な訓練等を踏まえた計画の改定等を行うことにより、業務継続性を確保し、実効性を高める。また、代替拠点の確保、重要情報のバックアップ等を図るほか、首長や幹部職員が不在の場合の権限代理等の明確化を図る。

【目標】
①　国（政府）の業務継続体制の強化【各省】
・　業務継続計画の策定により、国の推進地域における業務継続体制の強化を図る。

【具体目標】
・　推進地域を管轄する地方支分部局等、災害時において優先的に実施すべき業務を実施する全ての国の行政機関において、業務継続計画の策定を目指す。

②　地方公共団体の業務継続の取組の推進【内閣府、消防庁】
・　地方公共団体向けの業務継続の手引きの充実や研修の実施により、業務継続への取組を推進する。

【具体目標】
・　業務継続計画の策定率100％（推進地域の全地方公共団体）を目指す。（平成25年８月都道府県60％（全国）、市町村13％（全国））